

第5回 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会（議事概要）

1 日時

平成29年6月5日（月）午後4時から午後6時まで

2 場所

警察庁第5会議室

3 出席者

（有識者）

川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
黒澤 正和	公益財団法人犯罪被害救援基金専務理事
橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
番 敦子	弁護士
渡邊 保	犯罪被害者遺族

（警察庁）

西川 直哉	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
坂口 拓也	警察庁長官官房給与厚生課長
小堀 龍一郎	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

4 概要

事務局から、第5回の検討事項である「親族間犯罪被害に係る給付金の在り方」に関し、第3回及び第4回において具体事例を想定して議論した内容を踏まえ、具体的な支給基準の在り方について議論がなされたところ、各構成員からの主な発言は以下のとおり。

- 親族間犯罪について、いろいろな事情を認定して不支給、1/3支給、2/3支給、全額支給と段階的に引き上げる方法をやめて、親族関係を実質的に判断して、事実上の破綻である場合には全額支給するという方向性は大変いいと思う。ただ、「事実上破綻」には具体的にどのような事情が含まれるか、その射程については難しい問題だと考える。今までの実務上定着していたものは含まれるとして、それに加えてどのようなものが含まれ得るのか。
- 夫婦の場合、「事実上破綻」として婚姻関係が事実上解消していたとか、被害者が加害者から逃れるため別居していたとか、離婚調停中であったとかがあるが、それ以外に何が入るのか。
- 直系血族では、暴力継続等による支配・隷属関係が「事実上破綻」に含まれるということだが、夫婦の間でも、同様の状況により逃げられないという事情が認定できれば、「事実上破綻」に含まれ得るのではないか。

- 物理的に別居していれば全て「事実上破綻」という訳ではないが、既に婚姻関係を解消する意思で別居している者は基本的に含まれると思う。
- 制度本来の趣旨が通り魔的なものに支給することにあるとすると、支給を広げるとしても親族を含めて全部という訳にはいかない。「事実上破綻」については、事実の評価は入らざるを得ないが、基本的には別居しているなど外形的基準によって判断すべきである。
- 犯給金は比較的重い犯罪結果に対して支給されるものであり、その結果の重大性を踏まえて考えるべき。お金のことでカッとなった夫により妻に重い傷害を負わせたなどのケースについては、どこかで線引きする必要があるということは分かるが、破綻していたか否かではなく、事案に即して考えたらどうかと思う。
- 犯給制度は申請主義であることから、客観的に見て支給か不支給かがわからないと、申請を躊躇したり、あるいは申請する際に何か精神的な負担を感じたりすることがあり、そういう要素が申請者の負担になるのは非常に問題である。
「事実上破綻」についても、行政として客観的な事情を拾い上げて、それらを基に客観的に認定・判断していく。外形的なところを極力すくい上げて、破綻というところに落とし込むという趣旨で理解すればよいのではないか。
- 親族間犯罪を、原則不支給とすべきかどうかという問題については、ここで結論を出すのは困難であると思う。それよりも、現行の制度のもとでは、本来救うべきなのに、救えない事案としてどのようなものがあるかを抽出する作業が必要なのではないか。
- DVについては、内閣府の調査によっても、外に出ていないものが多いと言われているが、そのような事例は救えないだろう。また、精神的に痛めつけられている、あるいは意味で虐待のような事例についても、身体的暴力や別居のように外からは破綻が分からず救えないのではないかという危惧がある。
18歳未満の子については、全額支給の対象とし、社会的に保護するという姿勢は評価するし、どこかで線引きするという意味合いは分かるが、一方で、21歳の大学生の子が一家心中に巻き込まれたような事案は救えないという思いはある。
- 「特段の事情」については現行制度の運用でも難しいところがあり、現場は被害者に近いため、なるべく支給できるようにしたいと考えるが、冷静な視点からみれば、それは社会通念上妥当なのか、納税者は納得するのかというせめぎあいの問題がある。
- DVと単なる喧嘩の違いは、支配と被支配の関係にある。喧嘩は、力を含めた対等な関係のものだが、体が大きな夫が手加減をせずに妻に暴力すると、妻は怖くて黙ってしまう。暴力が支配の手段となるのだと思う。
- 運用の在り方から制度の在り方を議論しようとすることは困難。基準の在り方の議論

は、どうしても法の建前がどうなっているのかから考えざるを得ない。また、公費を財源とする制度であるため、ある種の社会通念や社会的な納得という視点が必要である。

- 夫婦関係が事実上破綻していたか否かについては、どこまで認めるかはなかなか難しく、基本的には別居や離婚調停が必要であろうと思っているが、例えば、シェルターに避難すべく連絡をとっていたとか、友人の家に避難させてもらう準備をしていたとか、意思が確定していると外形上明らかなものは、破綻しているといってもいいと思う。
- 離婚届にも署名捺印してあり、もう提出しようというときに殺害されたようなケースは、これは夫婦関係が破綻しているとみていいだろう。
- DV事案で、加害者から心理的に支配されているといったケースが「事実上破綻」に入れば、認定が難しいという問題はあるものの、支給対象は相当広がると思われる。
- DVについて、家庭裁判所の感覚でも、自分が一緒にいることを選んだのだからある程度自己責任という考え方もまったくないとはいえないので、仕方がないという割り切りは必要だとは思いますが、子供がいて避難できないなど、救えないケースが出てきてしまう。
- 何ら別居に向けた行動をしていなければ不支給ということではなくて、例えば、暴力によって精神的に追い詰められすぎて逃げていないというケースもあり得る。
- 例えば、PTSDで通院していたとか、相談をしていたとか、そういったものは客観的事実として把握できると思う。
- 制度が改善されたことを警察内部だけでなく、他の関係機関、福祉施設、関係者に広く共有するための仕組みづくりをしてほしい。そうすれば、事件が起きた際に、いろいろな情報が集まってきやすくなる可能性もある。
- 警察にしてほしいというものではないが、18歳未満の被害者や第一順位遺族に支給する場合、未成年後見人を利用するなどして、子供が巣立っていくときにお金を正当に使えるよう、児童相談所等が介入するシステムができればいい。
- 18歳未満の者が第一順位遺族となる場合の支給の特例を設けるに当たっては、子供の将来を考えると、全額支給してもよいのではないか。
- 18歳未満の者が第一順位遺族となる場合については、例えば、母子家庭で仲のいい男性に殺害されたケースは、現行制度でも支給対象だが、密接な関係があったということで基本的に1/3減額となる。一方で、夫婦間で殺害された場合に全額支給できると

なると、つじつまが合わないところが出てくる。また、暴力団関係の犯罪のケースや帰責事由のあるケースでは、第一順位遺族が遺児であっても不支給となる。そのような考慮も必要であり、全額支給することは難しい。

○18歳未満の遺児の特例については、密接な関係の者から殺害された場合と同様、2/3支給で構わないと思う。

○結局国民世論だとは思いますが、被害者本人の帰責事由を踏まえても全額出すべきという人もいれば、全額はおかしいという人もいるだろう。

○密接な関係がある者によって親が殺害されたケースについては、全額を支給する方向で改正することも考えられると思うが、帰責事由のあるケースまで考えると、それとの均衡から、やはり全額は難しい感じがする。

○18歳未満の遺児への支給特例を設ける場合、監護者が殺害された場合に適用することによいか。あるいは、遺児の生計を維持していた扶養者が殺害された場合とするのがよいか。遺児の経済的支援という趣旨からいえば、遺児の生計を維持していた者が殺害された場合という方が分かりやすいとも思われるがいかがであろうか。

○確かに、特例を設ける趣旨からすれば生計を維持していた扶養者とするほうが理屈が通るようにも思うが、監護者が殺害された場合にも、それを埋め合わせるための経済負担が当然生じるであろうから、扶養者ではなく、監護者が殺害された場合にしたほうがよいのではないか。

○心神喪失者が加害者であって、被害者や第一順位遺族がこの者の保護をすべき立場であったというケースで、加害者が他人に危害を与える可能性が高いにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったような場合は、不支給又は減額する必要があるだろうか。

○精神保健福祉法上の保護者制度については、家族状況の変化等に伴って廃止されている。結論は難しいが、一定の保護責任的なものを果たさなかったということで、犯給制度において異なった扱いをするということはいかがなものかとは思ふ。

○心神喪失者が加害者である場合、他人間の犯罪と同様に扱うことに伴い、この場合も「加害者を利するおそれ」がある場合には不支給とすべきか。

○心神喪失者による犯罪については、加害者が状況を理解していないわけであるから、仮に、給付金は何らかのかたちで加害者のために使われることになったとしても、加害者が意図的に利得を得ているわけではないし、例えば、被害者ないし第一順位遺族がその面倒を見続けなければならないとすれば、加害者本人にとっては、給付金そのために使われたとしても状況がよくなるわけでもない。その意味で、加害者を利するおそれはないと割り切ってしまうのではないか。

- 現行で2/3支給となっているその他親族について、他人と同様に扱うことはよい。
- 兄弟姉妹については、同居・別居の区別をなくし、1/3支給の類型とすることについても、よいのではないかと。犯罪被害者支援の観点でいえばより救う方に前進している。
- その他の親族を支給制限しないとした場合に、夫婦・直系血族と同居の兄弟姉妹が結びついているほうがおかしい。普通の法律的な建前でいえば、むしろ兄弟姉妹だけが別であろう。
- 同居のおじ・おばの間の事件と同居の兄弟姉妹間の事件でそれほど違いがないということではないか。また、兄弟姉妹は同居であるからといって、夫婦・直系血族と並べるような関係ではないともいえよう。
- 特に成人の兄弟姉妹で同居しているのは、おそらく結婚していないとか、同居する方が住居費がかからないからであるとか、一緒に家族として何かしようという発想はないのだろうと思う。
- 今回の見直しの検討は、現場的な発想で、しっかり事例を集めた上で検討したので、説得力はあると思う。ただ、法律の規定上、原則不支給が残っており、実務の広がり理解していない人は、親族間犯罪だからと申請をためらわせる可能性がある。そこに壁がある。
- 改正がなされた後は、その内容を現場の警察官にもよく周知徹底してほしい。